

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第13号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 負傷又は疾病（次に掲げる負傷又は疾病（以下「公務上の負傷等」という。）を除く。）により勤務しなかった期間から公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日、<u>義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第7条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日並びに勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、教育委員会の定める期間を除く。</u></p> <p>ア～オ 略</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 負傷又は疾病（次に掲げる負傷又は疾病（以下「公務上の負傷等」という。）を除く。）により勤務しなかった期間から公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日並びに勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、教育委員会の定める期間を除く。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内にお</p>

(1) 略

ア 勤務成績が特に優秀な職員 100分の126.25以上100分の318.75以下

イ 勤務成績が優秀な職員 100分の114.75以上100分の126.25未満

ウ 勤務成績が良好な職員 100分の103.25

エ 勤務成績が良好でない職員 100分の94.75以下

(2) 略

ア 勤務成績が優秀な職員 100分の88.75以上100分の266.25以下

イ 勤務成績が良好な職員 100分の78.75

ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の72.25以下

2 略

第15条 略

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の51.25超

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の51.25

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の51.25未満

2 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

いて、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、第1号ア及びイに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 勤務成績が特に優秀な職員 100分の127.5以上100分の322.5以下

イ 勤務成績が優秀な職員 100分の116以上100分の127.5未満

ウ 勤務成績が良好な職員 100分の104.5

エ 勤務成績が良好でない職員 100分の96以下

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第1項に規定する特定任期付職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 勤務成績が優秀な職員 100分の90以上100分の270以下

イ 勤務成績が良好な職員 100分の80

ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の73.5以下

2 略

第15条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の52.5超

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の52.5

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の52.5未満

2 略